



きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2014 春号

発行

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

5月は消費者月間!

消費者月間統一テーマ

つながろう消費者 ~安全・安心なくらしのために~

毎年5月は「消費者月間」として統一テーマを掲げ、消費者、事業者、行政が一体となつて、消費者問題に関する講演会など啓発・教育事業を行います。

県では、消費者月間事業の一環として、下記のとおり講演会を開催します。この機会に日本経済の知識を学び、今後のくらしへの影響を一緒に考えてみませんか。

消費者月間・金融経済講演会

日本経済のゆくえ



日時 平成26年5月17日(土)
13:30~15:00

場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階 大ホール
和歌山市手平2丁目1-2

講師 早稲田大学ファイナンス総合研究所顧問
一橋大学名誉教授

野口 悠紀雄 氏

定員 先着200名(事前申込要)
※「参加証」を郵送します。

申込方法 ①郵便番号・住所 ②氏名 ③電話番号
④参加人数 を記載して、ハガキまたはFAXで
お申込みください。

お申込み・お問い合わせ先

和歌山県金融広報委員会 (県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

高齢者と高齢者を見守る人への消費者トラブル最新情報

高齢者を狙う手口に注意！！

平成25年度上半期（4月～9月）に県消費生活センターに寄せられた苦情相談件数2,901件のうち、60歳以上の高齢者層からの相談は1,191件であり、相談件数の4割を占めています。

高齢者が抱えている健康、お金、孤独に対する不安に付け込まれて被害に遭うケースが多く、また、自宅で1人で過ごす時間も多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのが特徴です。

【60歳以上の高齢者層からの苦情相談内容】

順位	60歳代 (A)	件数	70歳代以上 (B)	件数	60歳以上 (A+B)	件数	全年齢合計	60歳以上の割合
1	ウェブサイト関連	55	健康食品	244	健康食品	281	311	90%
2	健康食品	37	ファンド型投資商品	29	ウェブサイト関連	60	462	13%
3	固定通信回線	19	工事・建築	19	ファンド型投資商品	39	47	83%
4	工事・建築	13	教養・娯楽サービス	18	未公開株・社債	35	42	83%
5	給湯システム	11	未公開株・社債	25	工事・建築	32	72	44%
6	未公開株・社債	10	新聞	13	固定通信回線	29	102	28%
7	ファンド型投資商品	10	防災・防犯用品	13	新聞	22	41	54%
	総計	426	総計	765	総計	1,191	2,901	41%

訪問販売

商 法	内 容
点検商法	布団や水道の水、屋根や床下などを無料で点検すると言って家に上がり込み、消費者が不安になるような点検結果を告げ、高額な商品や工事の契約をせまる。
次々販売	一度契約をすると次々と必要のない過剰な量の商品や工事の契約をさせる。複数の業者が次々に販売することもある被害額は高額になる。



<対 応 策>

- 玄関には入れずにインターホン越しに対応する。対応するときはできるだけ一人ではなく複数人で対応する。
- 会社名、担当者名、何のセールスカを確認する。
- 必要がなければ、きっぱりと断り、早く帰るように伝える。
- 契約を急がせてくる時は要注意！その場で決めずに家族・友人に相談する。

電話勧誘販売

商 法	
利 殖 商 法 (買え買えサギ、二次被害)	未公開株の購入や外国通貨の取引、話題になっている事業への投資話などで「必ず儲かる」「高く買い取る」などと言って投資や出資を勧誘する。また、過去に被害に遭った人に「被害を取り戻してあげる」と被害の救済を装い、お金をだまし取る。
送り付け商法	注文していないのに「商品を送る」と電話があり、強引に健康商品などを送り付け代金を支払わせる。
褒めあげ商法	俳句や短歌、絵画などの作品を褒めあげて新聞などに掲載する契約をさせ、高額な掲載料を請求する。
当選番号サギ	ロト6などの数字選択式宝くじの当選番号を教えるからと誘い、高額な情報料などを支払わせる。



<対 応 策>

- 番号非通知の電話を拒否設定にするか、留守番電話機能を利用する。
- 会社名、担当者名、何のセールスカを確認する。
- 電話口で返事はせずに書面をもらって契約内容を確認し、家族・友人に相談する。

クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売など、消費者が契約や申込みをしてしまった場合でも、一定の期間内(契約書面を受領した日を含め8日間又は20日間)であれば無条件で解除できる制度です。

(記載例：ハガキ裏面)

※クーリング・オフできない場合があります

- 3,000円未満の物を現金で買った場合
- 健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
(布団・学習教材・下着などは消耗品ではありません。)
- 自動車(リースを含む。)、通信契約など
- 通信販売(インターネット取引を含む。)

クーリング・オフするには

- 契約解除通知書(ハガキ)で通知します
- ハガキの両面をコピーし、特定記録郵便が簡易書留で送ります
- クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します

契約解除通知書

- ① 申込日(又は契約日)
- ② 商品名(又はサービス名)
- ③ 契約金額
- ④ 会社名
- ⑤ 担当者名

上記日付の申込みは撤回(または契約を解除)します。なお既払額の○○○円を返金し商品を引き取ってください。

○○年○○月○○日

(契約者)
住所
氏名

金融広報アドバイザーの講師派遣について

各地域、グループ、消費者団体、学校、PTA、公民館等で開催する研修会や学習会などに金融経済、生活設計、金銭教育などの専門家である金融広報アドバイザー(元小学校長、消費生活専門相談員、ファイナンシャルプランナー、司法書士)を講師として、無料で派遣します。 詳細は、下記事務局へお気軽にお尋ねください。



- ◇実施時期 — 随時(平日、休日問いません)
- ◇講演時間 — 1時間～1時間30分程度
- ◇申込時期 — 講演会等 実施日1ヶ月前
- ◇参加人数 — 10名以上
- ◇講師派遣料 — 不要(交通費を含め、当委員会が負担)



※会場は、申込者側でご準備ください。
講師の都合により、ご希望に添えない場合もございますので、予め、ご了承ください。

【テーマ例】

- ・子どもの健全育成と金銭教育
- ・無理なく無駄なく家計簿の見直し
- ・知っておきたい公的年金・保険制度
- ・親子で学ぶ おこづかいの使い方
- ・ライフプラン(生活設計)の立て方
- ・生命保険の見直し方
- ・悪質商法の手口と対処法
- ・家計にやさしい省エネ節約術
- ・住宅ローンの基礎知識
- ・クレジットカードの基礎知識
- ・多重債務に陥らないために
- ・金融商品の知識とリスク
- ・携帯電話・インターネットに潜む悪質商法
- ・成年後見制度の仕組みと活用
- ・相続と遺言

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談(電話相談のみ)

【開設時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

